

令和3年3月臨時（第2回）

四万十町教育委員会

会議資料

日 時： 令和3年3月22日（月）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

会 議 次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

- ① 議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●● ●●●）
- ② 議案第2号 区域外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●● ●●●）
- ③ 議案第3号 四万十町立学校管理運営規則の改正について
- ④ 議案第4号 四万十町立学校管理運営規則施行細則の改正について
- ⑤ 議案第5号 令和3年度教育行政方針について
- ⑥ 議案第6号 学校運営協議会委員等の委嘱について
- ⑦ 議案第7号 令和3年4月1日付け教育委員会事務局職員人事異動について

5 協議事項

6 報告事項

- ① スクールガード・リーダーについて

7 その他

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 坂本 維子、 石崎 豊史、 佐々倉 愛
事 務 局	浜田 章克、 林 瑞穂、 西谷 典生、 東 孝典

議案第 1 号

指定校区外就学申請の取り扱いについて

令和３年３月４日付けで、四万十町●●●● 保護者 ●● ●● から●●●●
学校への指定校区外就学申請書が提出されたので、その取り扱いについて委員会の意見
を求める。

令和3年3月22日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- [illegible]

校区外就学基準 ● (●●●●)

参考

四万十町立小学校及び中学校における校区外就学に関する取扱要綱【抜粋】

(校区外就学)

第2条 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童生徒の保護者から教育委員会が指定する小学校又は中学校（以下「指定校」という。）の変更を希望する旨の申請がなされた場合で、別表に掲げる基準のいずれかに該当するときは、指定校の変更をすることができる。

(申請)

第3条 前条の規定により指定校の変更を希望する保護者は、指定校区外就学申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、教育委員会に申請しなければならない。

(承認)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書を受理したときは、申請書及び添付書類の内容を審査し、適当であると認められたものについて、指定校の変更を承認するものとする。

別表（第2条関係）

校区外就学基準

No.	区分	事由	対象者	期間	備考（添付書類等）
1	学期途中の転居	四万十町内への転居で、引き続き在籍していた学校に就学させたい場合	小・中 全学年	当該学年の 終了まで	・校区外就学協議書（様式第3号）
2	留守家庭	勤務等により、児童の帰宅時に保護者等が不在であり、児童を祖父母宅、知人、学童保育等へ預けるため、預かり先の住所地の指定校に就学させたい場合	小全学 年	当該学年の 終了まで （1年更新）	・預かり承諾書（様式第4号） ・在職証明書（様式第5号）
3	転居予定	新築等により、完成後又は購入後の転居が確実であり、転居予定先の指定校に就学させたい場合	小・中 全学年	転居日まで （原則6か月以内）	・校区外就学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書、売買契約書、入居契約書等の転居を確認できる書類
4	住民票のみの異動（住宅融資等）	住民票が居所に無い場合	小・中 全学年	転居日まで （原則6か月以内）	・校区外就学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書等の住宅建築を確認できる書類 ・居住証明書（様式第6号） 又は居住を確認できる書類
5	教育上等の配慮	いじめ、不登校、健康上等の理由により校区外就学が適当であると教育委員会が認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・校区外就学協議書（様式第3号） ・通学を希望する学校長の意見書又は関係機関の意見書等 ・医師の診断書（必要と認められる場合）
6	地理的な理由	学校との距離により教育委員会が特に校区外就学が適当であると認めた場合	小・中 全学年	卒業時まで	
7	その他の事情	No.1から6までに掲げる事由のほか、教育委員会が特に校区外就学が適当であると認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・校区外就学協議書（様式第3号） ・事由要件による。

議案第 2 号

区域外就学申請の取り扱いについて

令和3年3月8日付けで、●●●●●●●● 保護者 ●● ●● から●●●●
学校への区域外就学申請書が提出されたので、その取り扱いについて委員会の意見を
求める。

令和3年3月22日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- [illegible]

区域外就学基準 ● (●●●●)

参 考

○ 学校教育法施行令【抜粋】

(昭和 28 年 10 月 31 日政令第 340 号)

(区域外就学等)

第 9 条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

○ 四万十町立小学校及び中学校における区域外就学に関する取扱要綱【抜粋】

(区域外就学)

第 2 条 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、他市町村に住所を有する児童生徒の保護者から四万十町立の小学校又は中学校に区域外就学を希望する旨の申請がなされた場合で、別表に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ、関係市町村教育委員会の承諾を得たときは、当該児童生徒の区域外就学を承諾することができる。

(申請)

第 3 条 前条の規定により、区域外就学を希望する児童生徒の保護者は、区域外就学申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添付し、教育委員会に申請しなければならない。

(区域外就学の協議)

第 4 条 教育委員会は、前条に規定する申請書等を受理したときは、当該書類の内容を審査し、適当であると認められたものについて、住民登録地の市町村の教育委員会に区域外就学の協議書を送付し協議する。

別表（第2条関係）

No	区分	事 由	対象者	期間	備考（添付書類等）
1	学期途中の 転出	四万十町から転出したが、 引き続き在籍していた学校 に就学させたい場合	小・中 全学年	当該学年の 終了まで	・区域外就学協議書
2	住居建築中	住居の建替えのために一時 的に町外へ居所を変更する 場合	小・中 全学年	住居の完成 まで（原則 6か月以 内）	・区域外就学協議書 ・建築確認申請書等 の住宅建築を確認で きる書類
3	転入予定	四万十町へ転入予定で、事 前に転入住所地の校区の学 校に就学を希望する場合	小・中 全学年	転入日まで （原則6か 月以内）	・区域外就学協議書 ・建築確認申請書、 売買契約書、賃貸借 契約書等転入が確認 できる書類
4	住民異動手 続を伴わな い転入	住民票が四万十町以外で町 内に居住する場合	小・中 全学年	住民基本台 帳への記録 が行われる までの期間	・居住証明書又は居 住を確認できる書 類
5	教育上等の 配慮	いじめ、不登校、健康上等 の理由により区域外就学が 適当であると教育委員会が 認めた場合	小・中 全学年	必要と認め られる期間	・区域外就学協議書 ・学校長の意見書又 は関係機関の意見書 等 ・医師の診断書（必 要と認められる場 合）
6	その他事情	No.1から5までに掲げる事 由のほか、教育委員会が特 に区域外就学が適当である と認めた場合	小・中 全学年	必要と認め られる期間	・区域外就学協議書 ・事由要件による。

議案第 3 号

四万十町立学校管理運営規則の改正について

四万十町立学校管理運営規則の一部を下記のように改正することについて、委員会の意見を求める。

令和 3 年 3 月 22 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立学校管理運営規則の一部を改正する規則

四万十町立学校管理運営規則（平成 18 年四万十町教育委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条中「直ちに出勤簿に自ら押印しなければならない。」を「自らが出勤したことを記録しなければならない。」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

四万十町立学校管理運営規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町立学校管理運営規則 平成18年3月20日教育委員会規則第18号 (出勤) 第34条 職員は、所定の時刻までに出勤し、<u>自らが出勤したことを記録しなければならない。</u>	○四万十町立学校管理運営規則 平成18年3月20日教育委員会規則第18号 (出勤) 第34条 職員は、所定の時刻までに出勤し、<u>直ちに出勤簿に自ら押印しなければならない。</u>

議案第 4 号

四万十町立学校管理運営規則施行細則の改正について

四万十町立学校管理運営規則施行細則の一部を下記のように改正することについて、委員会の意見を求める。

令和 3 年 3 月 22 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立学校管理運営規則施行細則の一部を改正する細則

四万十町立学校管理運営規則施行細則（平成 18 年四万十町教育長訓令第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条から第 14 条中「別記」を削る。

第 15 条中「別記第 19 号様式」を「別に定めるもの」に改める。

第 16 条中「別記第 20 号様式」を「第 19 号様式」に改める。

第 17 条中「別記第 21 号様式」を「第 20 号様式」に改める。

第 18 条第 1 項中「別記第 22 号様式」を「第 21 号様式」に改める。

第 18 条第 2 項中「別記第 23 号様式」を「第 22 号様式」に改める。

第 20 条中「別記第 24 号様式」を「第 23 号様式」に改める。

第 21 条中「別記第 25 号様式」を「第 24 号様式」に改める。

第 19 号様式削り、第 20 号様式を第 19 号様式とし、第 21 号様式から第 25 号様式までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

四万十町立学校管理運営規則施行細則の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町立学校管理運営規則施行細則 平成18年3月20日教育長訓令第12号 (教育課程の編成報告) 第1条 四万十町立学校管理運営規則(平成18年四万十町教育委員会規則第18号。以下「規則」という。)第3条第4項の届出は、第1号様式により行うものとする。 (宿泊及び県外で行う学校行事等に係る届出) 第2条 規則第5条第1項の届出は、第2号様式により行うものとする。 (教育課程の実績報告) 第3条 規則第6条第1項の届出は、第3号様式により行うものとする。 (教材の届出) 第4条 規則第7条第1項及び第2項の届出は、使用1週間前までに第4号様式により行うものとする。 (休業日の届出) 第5条 規則第9条第2項の届出は、第5号様式により行うものとする。 (授業日の変更) 第6条 規則第10条第1項の届出は、第6号様式により行うものとする。 2 同条第2項については、前項の様式に準じて速やかに報告する。 (指導要録等の様式) 第7条 規則第11条第1項に規定する指導要録の様式は、第7号様式のとおりとする。 2 同条第2項に規定する出席簿の様式は、第8号様式のとおりとし、児童生徒の忌引等は、次のとおりとする。 (1) 父母(保護者) 7日 (2) 祖父母 3日 (3) 兄弟姉妹 3日 (4) 曾祖父母 1日 (5) その他 職員に準じる	○四万十町立学校管理運営規則施行細則 平成18年3月20日教育長訓令第12号 (教育課程の編成報告) 第1条 四万十町立学校管理運営規則(平成18年四万十町教育委員会規則第18号。以下「規則」という。)第3条第4項の届出は、別記第1号様式により行うものとする。 (宿泊及び県外で行う学校行事等に係る届出) 第2条 規則第5条第1項の届出は、別記第2号様式により行うものとする。 (教育課程の実績報告) 第3条 規則第6条第1項の届出は、別記第3号様式により行うものとする。 (教材の届出) 第4条 規則第7条第1項及び第2項の届出は、使用1週間前までに別記第4号様式により行うものとする。 (休業日の届出) 第5条 規則第9条第2項の届出は、別記第5号様式により行うものとする。 (授業日の変更) 第6条 規則第10条第1項の届出は、別記第6号様式により行うものとする。 2 同条第2項については、前項の様式に準じて速やかに報告する。 (指導要録等の様式) 第7条 規則第11条第1項に規定する指導要録の様式は、別記第7号様式のとおりとする。 2 同条第2項に規定する出席簿の様式は、別記第8号様式のとおりとし、児童生徒の忌引等は、次のとおりとする。 (1) 父母(保護者) 7日 (2) 祖父母 3日 (3) 兄弟姉妹 3日 (4) 曾祖父母 1日 (5) その他 職員に準じる

改正後	改正前
3 同条第3項に規定する卒業証書の様式は、第9号様式に準じたものとする。 (性行不良による出席停止の通知) 第8条 規則第14条第1項については、第10号様式により交付する。 (伝染病による出席停止) 第9条 規則第17条第2項については、第11号様式により報告する。 (原級留置) 第10条 規則第18条第2項及び第3項については、第12号様式により保護者に交付する。	3 同条第3項に規定する卒業証書の様式は、別記第9号様式に準じたものとする。 (性行不良による出席停止の通知) 第8条 規則第14条第1項については、別記第10号様式により交付する。 (伝染病による出席停止) 第9条 規則第17条第2項については、別記第11号様式により報告する。 (原級留置) 第10条 規則第18条第2項及び第3項については、別記第12号様式により保護者に交付する。
2 同条第3項については、前条の様式に準じて報告を行う。 (学級編制) 第11条 規則第21条の2第1項に規定する学級編制は、第13号様式により行う。 (主任等の報告) 第12条 規則第25条第2項については、第14号様式及び第15号様式により行う。 (赴任届) 第13条 規則第31条第2項について、第16号様式及び第17号様式により行う。 (事務引継書) 第14条 規則第32条第1項及び第2項について、第18号様式により行う。 (出勤簿) 第15条 規則第34条に規定する出勤簿は、別に定めるものとする。 (休暇の承認) 第16条 規則第36条については、第19号様式により承認を受ける。 (出張届け) 第17条 規則第37条第1項ただし書き、又は同条第2項については、第20号様式により行う。 (研修の承認等) 第18条 規則第38条第1項については、第21号様式により承認を受ける。	2 同条第3項については、前条の様式に準じて報告を行う。 (学級編制) 第11条 規則第21条の2第1項に規定する学級編制は、別記第13号様式により行う。 (主任等の報告) 第12条 規則第25条第2項については、別記第14号様式及び別記第15号様式により行う。 (赴任届) 第13条 規則第31条第2項について、別記第16号様式及び別記第17号様式により行う。 (事務引継書) 第14条 規則第32条第1項及び第2項について、別記第18号様式により行う。 (出勤簿) 第15条 規則第34条に規定する出勤簿は、別記第19号様式とする。 (休暇の承認) 第16条 規則第36条については、別記第20号様式により承認を受ける。 (出張届け) 第17条 規則第37条第1項ただし書き、又は同条第2項については、別記第21号様式により行う。 (研修の承認等) 第18条 規則第38条第1項については、別記第22号様式により承認を受ける。

改正後	改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
2 同条第2項については、第22号様式により行う。 (学校予算要望書の様式)	2 同条第2項については、別記第23号様式により行う。 (学校予算要望書の様式)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第19条 規則第43条に規定する様式は、四万十町予算要望書の様式に準じて要求する。 (学校徴収金の会計報告)	第19条 規則第43条に規定する様式は、四万十町予算要望書の様式に準じて要求する。 (学校徴収金の会計報告)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第20条 規則第49条の会計報告は、第23号様式に準じて行う。 (廃棄処分届)	第20条 規則第49条の会計報告は、別記第24号様式に準じて行う。 (廃棄処分届)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第21条 規則第53条第2項の処分については、第24号様式により行う。	第21条 規則第53条第2項の処分については、別記第25号様式により行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第1号様式 ～ 第17号様式 (略)	第1号様式 ～ 第17号様式 (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第19号様式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	<table><tr><th colspan="2">出 勤 簿</th><th>姓 名</th><th>職 名</th><th>氏 名</th><th>部 門</th><th>出 勤 日 数</th><th>欠 勤 日 数</th><th>休 日 数</th><th>合 計</th></tr><tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>14</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>15</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>16</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>17</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>18</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>19</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>20</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>21</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>22</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>23</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>24</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>25</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>26</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>27</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>28</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>29</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	出 勤 簿		姓 名	職 名	氏 名	部 門	出 勤 日 数	欠 勤 日 数	休 日 数	合 計	1										2										3										4										5										6										7										8										9										10										11										12										13										14										15										16										17										18										19										20										21										22										23										24										25										26										27										28										29										30									
出 勤 簿		姓 名	職 名	氏 名	部 門	出 勤 日 数	欠 勤 日 数	休 日 数	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
29																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第19号様式	第20号様式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第20号様式	第21号様式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第21号様式	第22号様式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第22号様式	第23号様式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第23号様式	第24号様式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第24号様式	第25号様式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

議案第 5 号

令和 3 年度四万十町教育行政方針の策定について

令和 3 年度四万十町教育行政方針の策定について、委員会の意見を求める。

令和 3 年 3 月 22 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

議案第 6 号

学校運営協議会委員等の委嘱について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づく学校運営協議会の委員及び第 13 条第 3 項の規定に基づくアドバイザーを別紙のとおり委嘱するについて委員会の意見を求める。

令和 3 年 3 月 22 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

影野小学校学校運営協議会委員名簿

任期：令和３年４月１日～ 令和５年３月３１日

選 出 区 分	氏 名	備 考
(１) 対象学校の所在する地域 住民	浜 田 好 清	
	横 山 礼 子	
(２) 対象学校に在籍する児童 及び生徒の保護者	鈴 木 信太郎	
	門 松 詩 乃	
(３) 地域学校協働活動推進員 その他対象学校の運営に 資する活動を行う者	西 村 秀 次	
(４) 学校関係者	坂 山 英 治	
(５) 学識経験を有する者	川 村 裕 之	
	吉 門 早 苗	
	岡 田 一 水	
(６) 前各号に掲げる者のほか 教育委員会が適当であると認める者		

アドバイザー

氏 名	勤務先・職名	住 所
安 藤 桃 子	映画監督	

米奥小学校学校運営協議会委員名簿

任期：令和３年４月１日～ 令和５年３月３１日

選 出 区 分	氏 名	備 考
(１) 対象学校の所在する地域 住民	村 上 智 之	
	津 野 幸 春	
	田 村 皓 哉	
	吉 田 健 一	
	岡 本 美 子	
	大 崎 弘 和	
(２) 対象学校に在籍する児童 及び生徒の保護者	坂 本 圭	
	宮 崎 健 輔	
	武 田 貴 彦	
(３) 地域学校協働活動推進員 その他対象学校の運営に 資する活動を行う者	岡 本 則 子	
(４) 学校関係者	弘 光 敦	
(５) 学識経験を有する者	武 田 茂 男	
(６) 前各号に掲げる者のほか 教育委員会が適当であると認める者		

アドバイザー

氏 名	勤務先・職名	住 所
内 田 純 一	高知大学教育学部教授	高知市朝倉甲４８１－１－１２１
門 田 雅 人	元米奥小学校長	須崎市安和６４７－１

参考

○四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

令和2年1四万十町教育委員会規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の規定に基づく学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、その所管する学校ごと（法第47条の5第1項ただし書に規定する場合にあっては、2以上の学校ごと）に協議会を置くように努めるものとする。

2 前項の規定による協議会の設置は、教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等（以下「保護者等」という。）の学校運営への参画並びに保護者等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び子どもたちの健全育成に取り組むという目的を達成するために行うものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、法第47条の5第2項第1号に規定する対象学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。

4 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長に対し、その旨を通知するものとする。

(委員の構成等)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域住民
- (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学校関係者
- (5) 学識経験を有する者

(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 前条第3項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

第5条 ～ 第12条 (略)

(教育委員会等による指導及び助言等)

第13条 教育委員会は、協議会の運営に関し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。

3 教育委員会は、必要に応じ、協議会の運営及び活動に関して助言等を行う者（以下「アドバイザー」という。）を委嘱することができる。

第14条 ～ 第16条 (略)

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 7 号

令和 3 年 4 月 1 日付け教育委員会事務局職員人事異動について

令和 3 年 4 月 1 日付け教育委員会事務局職員の人事異動を別紙のとおり行うこと
について、委員会の意見を求める。

令和 3 年 3 月 22 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章